

入札条件書

1 件 名

鳥栖保健福祉事務所公用車の賃貸借

2 対象車両台数 新車リース車両 1 台

3 配置場所 佐賀県鳥栖保健福祉事務所

4 賃貸借期間 令和 7 年（2025 年）10 月 1 日～令和 14 年（2032 年）9 月 30 日（84 月）

5 リース車両の規格及び付属品等

別紙「車両仕様」のとおり

6 リースの方法

車両を 8 に掲げるメンテナンス付きでリースする方式

7 月間予想走行距離（一台当たり平均値）

(1) 軽自動車 約 5 0 0 k m

8 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有する者のうち受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。

スケジュール点検は、6 ヶ月ごとに実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

エンジン	・ ファンベルトのたわみ量	・ エンジンオイルの量
	・ 冷却水の量	・ エンジンオイルのよごれ
	・ ファンベルトの損傷	・ エンジンのかかり具合、異音
	・ 低速及び加速の状態	・ バッテリーの液量
	・ バッテリーの比重	
ステアリング	・ パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・ パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）	
	・ ブレーキオイルの液量	・ ブレーキのきき具合

	・ブレーキペダルの遊び	・ブレーキペダルの踏み残りしろ
	・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	
タイヤ	・タイヤの空気圧	・タイヤの溝の深さ
	・タイヤのき裂、損傷	・タイヤの異常な磨耗
その他	・計器類の作用	・ワイパーの作用
	・灯火装置の作用	・ウォーニングランプの作用
	・ウインドウォッシャの作用	・ウインドウォッシャの液量
	・シートベルトの損傷、作用	・エアコンディショナーの作用
	・下回り各部の損傷、漏れ	・変速機の作動状況確認
	・スペアタイヤジャッキ又は応急用パンク修理キットの状態	
	・洗車	

- (2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税・軽自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車税環境性能割
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用

11 リース料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

12 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県において車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。また、各年度末にその年度中の点検・整備状況の一覧を鳥栖保健福祉事務所に提出すること。
- (5) 受注者は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (6) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (7) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (8) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによるかし等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 任意自動車保険は、県の責任により別途加入する。
- (10) 入札希望者は、上記8「メンテナンス内容」に示したメンテナンスを行うすべての工場名・要員数、連絡体制等を明示した「メンテナンス体制表」を提出すること。
「メンテナンス体制表」について説明を求められた場合は、それに応じること。
- (11) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。